

愛知県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛知県迷惑行為防止条例（昭和38年愛知県条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号に規定する観覧、販売若しくは提供、同項第2号若しくは第3号に規定する提供若しくは同項第4号に規定する情報の提供を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が行った条例違反行為等に対し愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 条例第12条の規定に基づき、事業者に対し、必要な指示をすることをいう。
- (2) 事業停止命令 条例第13条の規定に基づき、事業者に対し、当該事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 条例違反行為 条例第7条又は第8条の規定に違反する行為をいう。
- (4) 条例違反行為等 条例違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (5) 事業停止期間 事業停止命令において事業者が当該事業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(条例違反行為等の分類)

第3条 条例違反行為等は、その軽重に応じ、別表に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びGに分類するものとする。

(指示を行うべき場合)

第4条 事業者が条例違反行為等を行ったとき、又は事業者が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等が条例違反行為を行ったときは、指示を行うものとする。

(指示の個数)

第5条 1個の条例違反行為等に対しては、1個の指示を行うものとする。ただ

し、2個以上の条例違反行為等に対して1個の指示を行うこと及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第6条 指示においては、次の各号に掲げる措置を執るべきことを指示するものとする。

(1) 指示の理由とした条例違反行為等と同種又は類似の条例違反行為等が将来において行われることを防止するための措置

(2) 前号に規定する措置が確実に執られたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項各号に規定する措置については、期限を付すことができる。

(事業停止命令との関係)

第7条 事業者が行った条例違反行為等又は代理人等が行った条例違反行為について次条の規定により事業停止命令をするときであっても、当該条例違反行為等について必要な指示を併せて行うことを妨げない。

(事業停止命令を行うべき場合)

第8条 事業者又は代理人等が次の各号のいずれかに該当するときは、事業停止命令を行うものとする。

(1) 事業者がA、B、C若しくはDに分類される条例違反行為等を行ったとき、又は事業者が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がA、B又はCに分類される条例違反行為を行ったとき。

(2) 事業者がE、F若しくはGに分類される条例違反行為を行った場合又は事業者が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がE、F又はGに分類される条例違反行為を行った場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 事業者又は代理人等が当該条例違反行為を行った日前1年以内に事業者又は代理人等が当該条例違反行為と同種又は類似の条例違反行為を行ったことにより事業者が指示又は事業停止命令を受けているとき。

ロ 事業者又は代理人等が当該条例違反行為によって検挙されたとき（起訴相当として送致されたときに限る。）。

ハ 事業者又は代理人等が当該条例違反行為に関する証拠を隠滅しようとしたとき。

ニ イ、ロ又はハに掲げるもののほか、当該条例違反行為の態様が極めて悪質であって社会的反響が著しく大きいとき。

(事業停止命令の個数)

第9条 1個の条例違反行為等については、1個の事業停止命令を行うものとする。

(基準期間等)

第10条 事業停止命令に係る基準期間、短期及び長期(以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。)は、次の各号に掲げる条例違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間は120日、短期は60日、長期は180日とする。
- (2) B 基準期間は90日、短期は40日、長期は180日とする。
- (3) C 基準期間は60日、短期は30日、長期は180日とする。
- (4) D 基準期間は40日、短期は20日、長期は180日とする。
- (5) E 基準期間は20日、短期は10日、長期は80日とする。
- (6) F 基準期間は14日、短期は5日、長期は40日とする。
- (7) G 基準期間は7日、短期は5日、長期は20日とする。

(事業停止命令の併合)

第11条 条例違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において、事業停止命令を行うときは、第9条の規定にかかわらず、1個の事業停止命令を行うものとする。

2 前項の規定により事業停止命令を行うときの基準期間、短期及び長期は、前条の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、180日を超えることはできない。

- (1) 基準期間 各条例違反行為等について前条により定められた基準期間の最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間
- (2) 短期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの
- (3) 長期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間

(常習違反加重)

第12条 事業者が事業停止命令を受けた日から3年以内に当該事業者が事業停止命令を行うときの基準期間、短期及び長期は、第10条の規定にかかわらず、当該事業停止命令に係る条例違反行為等について前2条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、180日を超えることはできない。

(事業停止期間の決定)

第13条 事業停止期間は、前3条の規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、前3条の規定により定められた短期を下回らない範囲内において、情状により基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

(1) 他人に強いられて条例違反行為等を行ったこと。

(2) 事業者（法人にあつては、その役員）の関与がほとんどなく、かつ、代理人等が行った条例違反行為を防止できなかつたことについて過失がないと認めること。

(3) 事業者が事業停止命令の対象となる条例違反行為と同種又は類似の条例違反行為が将来において行われることを防止するための措置を自主的に執っていること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、前3条の規定により定められた長期を超えない範囲内において、情状により基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

(1) 条例違反行為等の態様が極めて悪質であること。

(2) 青少年の健全な育成に著しい障害を及ぼすおそれがあると認めること。

(3) 公衆に著しい迷惑を及ぼしたこと。

(4) 付近の住民からの苦情が多数あること。

(5) 事業者が条例違反行為等を行った日前3年以内又は代理人等が条例違反行為を行った日前3年以内に当該事業者が、当該条例違反行為等と同種又は類似の条例違反行為等を理由として、指示又は事業停止命令を受けたことがあること。

(6) 事業者又は代理人等が条例違反行為等に関する証拠を隠滅しようとするな

ど情状が特に重いこと。

(7) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(8) 事業者に改悛の情がみられないこと。

別表 (第3条関係)

| 事業の種別 | 条例違反行為等 | 関係条項 | 分類 |
|--|--|----------------------|----|
| 1 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品若しくは人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供の事業 | (1) 客引き禁止違反 | 第7条第1項第1号 第17条第1項 | A |
| | (2) 客となるように誘引する行為の禁止違反 | 第7条第1項第1号 第17条第1項 | C |
| | (3) 従業者となるように勧誘する行為の禁止違反 | 第7条第1項第6号 第17条第1項 | A |
| | (4) 従業者となるように誘引する行為の禁止違反 | 第7条第1項第6号 第17条第1項 | C |
| | (5) 客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反 | 第7条第3項 | G |
| | (6) 迷惑ビラ等を配布する行為の禁止違反 | 第8条第1項 第17条第1項 | C |
| | (7) 迷惑ビラ等を掲示又は配置する行為の禁止違反 | 第8条第2項 第17条第1項 | C |
| | (8) 迷惑ビラ等を配り、又は差し入れる行為の禁止違反 | 第8条第3項 第17条第1項 | C |
| | (9) 迷惑ビラ等を配布等する目的で所持する行為の禁止違反 | 第8条第4項 第18条第1項第7号 | G |
| | (10) 指示処分違反 | 第12条 | C |
| 2 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務(卑わい行為を伴うものを含む。)又はこれを仮装したものの提供の事業 | (1) 客引き禁止違反 | 第7条第1項第2号 第17条第1項 | B |
| | (2) 客となるように誘引する行為の禁止違反(卑わい行為を伴うものに限る。) | 第7条第1項第2号 第17条第1項 | E |
| | (3) 従業者となるように勧誘する行為の禁止違反 | 第7条第1項第7号 第17条第1項 | B |
| | (4) 従業者となるように誘引する行為の禁止違反(卑わい行為を伴うものに限る。) | 第7条第1項第7号 第17条第1項 | E |

B-β-4 別紙(7)

| | | | |
|---|--|----------------------|---|
| | (5) 客となるように誘引する行為の禁止違反（卑わい行為を伴うものを除く。） | 第7条第2項第1号 | F |
| | (6) 従業者となるように誘引する行為の禁止違反（卑わい行為を伴うものを除く。） | 第7条第2項第3号 | F |
| | (7) 客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反 | 第7条第3項 | G |
| | (8) 迷惑ビラ等を配布する行為の禁止違反 | 第8条第1項 第17条第1項 | E |
| | (9) 迷惑ビラ等を掲示又は配置する行為の禁止違反 | 第8条第2項 第17条第1項 | E |
| | (10) 迷惑ビラ等を配り、又は差し入れる行為の禁止違反 | 第8条第3項 第17条第1項 | E |
| | (11) 迷惑ビラ等を配布等する目的で所持する行為の禁止違反 | 第8条第4項 第18条第1項第7号 | G |
| | (12) 指示処分違反 | 第12条 | D |
| 3 専ら人の身体に接触して行う役務（人の性的好奇心に応じて人に接触する役務を除く。）又はこれを仮装したものの提供の事業 | (1) 客引き禁止違反 | 第7条第1項第3号 第17条第1項 | B |
| | (2) 客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反 | 第7条第3項 | G |
| | (3) 迷惑ビラ等を配布する行為の禁止違反 | 第8条第1項 第17条第1項 | E |
| | (4) 迷惑ビラ等を掲示又は配置する行為の禁止違反 | 第8条第2項 第17条第1項 | E |
| | (5) 迷惑ビラ等を配り、又は差し入れる行為の禁止違反 | 第8条第3項 第17条第1項 | E |
| | (6) 迷惑ビラ等を配布等する目的で所持する行為の禁止違反 | 第8条第4項 第18条第1項第7号 | G |
| | (7) 指示処分違反 | 第12条 | D |

B-β-4 別紙(8)

| | | | |
|--|---------------------------------|----------------------|---|
| 4 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供の事業 | (1) 情報の提供を受ける者となるように勧誘する行為の禁止違反 | 第7条第1項第4号 第17条第1項 | B |
| | (2) 情報の提供を受ける者となるように誘引する行為の禁止違反 | 第7条第2項第2号 | F |
| | (3) 客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止違反 | 第7条第3項 | G |
| | (4) 迷惑ビラ等を配布する行為の禁止違反 | 第8条第1項 第17条第1項 | E |
| | (5) 迷惑ビラ等を掲示又は配置する行為の禁止違反 | 第8条第2項 第17条第1項 | E |
| | (6) 迷惑ビラ等を配り、又は差し入れる行為の禁止違反 | 第8条第3項 第17条第1項 | E |
| | (7) 迷惑ビラ等を配布等する目的で所持する行為の禁止違反 | 第8条第4項 第18条第1項第7号 | G |
| | (8) 指示処分違反 | 第12条 | D |